

平成27年6月24日

穂高株式会社
代表取締役社長 松岡永高 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川萬里子



ご連絡

平成27年3月30日付け本協会の申入書に対し、平成27年4月27日付け回答書にて、貴社よりご回答をいただきました。ご対応ありがとうございます。

貴社からの回答書の「ポニークリーニング利用規約」の新規約に付き、協会にて検討しましたところ、以下のとおりご連絡いたします。

記

第1 「使用停止を求める条項」に関する改善について

1 旧規約第3条について

保証期間の表記及び賠償の対象にならない旨の表記が削除されたことによって、旧規約第3条の問題点は解決されたと考えます。

2 旧規約第7条第a号について

賠償条件に関し、「お渡し予定日より60日間」から、「商品お渡し日より6ヶ月以内に」とした点などによって、旧規約第7条第a号の問題点は解決されたと考えます。

第2 「改善を求める条項」に関する改善について

新規約第3条で例示列举であることを明示することによって、旧規約第5条の問題点は解決されたと考えます。

第3 「その他」に関する改善について

新規約として大幅に変更されている部分がありますので、再度本協会にて検討し貴社にご連絡させていただきます。

(本件に関する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101
公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室
TEL: 03-5614-0543
FAX: 03-5614-0743